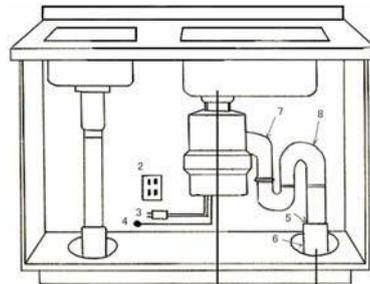


1. ディスポーザー単体の使用について

ディスポーザー単体（図－1）は、家庭の台所や店舗等事業所の厨房から出る生ゴミを細かく砕き、排水とともに下水道へ流す装置です。砕かれた生ゴミを下水道に流すと次のような弊害を生じる恐れがあるため、斑鳩町ではディスポーザー単体の使用は認めておりません。

- 1) 下水道管に粉碎物が堆積し、維持管理を困難にさせるとともに悪臭が発生する原因になります。
- 2) 下水処理場での処理する負荷を増大し、放流水質の確保や汚泥処理が困難になる恐れがあります。
- 3) 公共下水道が整備されていない地域では、粉碎物が河川にそのまま流れ、公共用水域の水質を悪化させることとなります。



図－1

2. ディスポーザー排水処理システムについて

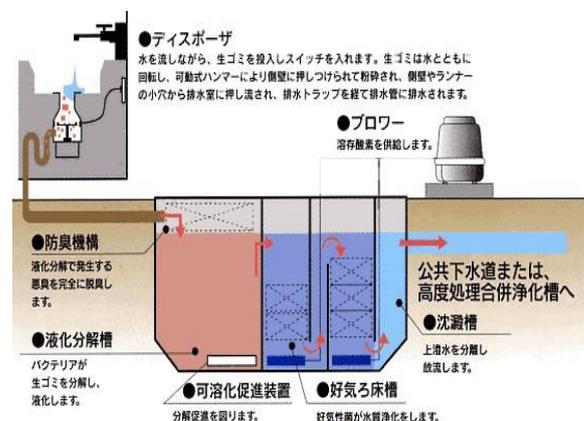
斑鳩町で使用できるディスポーザー排水処理システム（図－2）は、国が排水設備として認定したもの、又は（社）日本下水道協会のディスポーザー排水処理システム性能基準（案）に基づく適合評価（以下「適合評価」）を受けたもののうち、町が設置を認めたものに限りません。

しかし、システム設置後、適切な維持管理を行わないと本来の性能が得られなくなり、既定の処理水質も維持できず、公共下水道へ悪い影響を与える恐れがあります。

そのため、システムの使用にあたり、次のことにご協力ください。

- 1) システムの計画をするにあたっては、事前に下水道課にご相談ください。
- 2) 専門の業者に維持管理をお願いし、適正な維持管理をしてください。
- 3) ご利用にあたっては、認定又は適合評価を受けたメーカーの取扱い説明書に従ってご使用ください。

特に油類の使用は、公共下水道を維持管理する上で影響がありますので、これらを流さないようにお願いします。



図－2